



<ul style="list-style-type: none"> <li>(29) 法第18条の21の特定粉じん排出等作業の基準適合等の命令</li> <li>(30) 法第18条の28第1項の水銀排出施設の設置の届出の受理</li> <li>(31) 法第18条の29第1項の一の施設が水銀排出施設となった際の届出の受理</li> <li>(32) 法第18条の30第1項の水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理</li> <li>(33) 法第18条の31の水銀排出施設の計画の変更等の命令</li> <li>(34) 法第18条の34第1項の水銀排出施設の構造の改善等の勧告</li> <li>(35) 法第18条の34第2項の水銀排出施設の構造の改善等の命令</li> <li>(36) 法第26条第1項の報告の徴収又は立入検査</li> <li>(37) 法第27条第2項の行政機関の長からの通知の受理</li> <li>(38) 法第27条第3項の行政機関の長に対する措置の要請</li> <li>(39) 法第27条第4項の行政機関の長からの通知の受理</li> <li>(40) 法第27条第5項の行政機関の長との協議</li> <li>(41) 法第28条第2項の関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述</li> </ul>	
---	--

**【水質汚濁防止法】**

<p>23の2 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第5条第1項の特定施設の設置の届出の受理</li> <li>(2) 法第5条第2項の有害物質使用特定施設の設置の届出の受理</li> <li>(3) 法第5条第3項の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出の受理</li> <li>(4) 法第6条第1項の一の施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった際の届出の受理</li> <li>(5) 法第6条第2項の一の施設が指定地域特定施設となった際の届出の受理</li> <li>(6) 法第6条第3項の排出水の排出系統別汚染状態等の届出の受理</li> <li>(7) 法第7条の特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等の変更の届出の受理</li> <li>(8) 法第8条第1項の特定施設の計画の変更等の命令</li> <li>(9) 法第8条第2項の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の計画の変更等の命令</li> <li>(10) 法第8条の2の指定地域内事業場の汚水の処理の方法の改善その他の措置の命令</li> <li>(11) 法第9条第2項の特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置等の実施制限期間の短縮</li> <li>(12) 法第10条の氏名の変更等の届出の受理</li> <li>(13) 法第11条第3項の地位の承継の届出の受理</li> <li>(14) 法第13条第1項の特定施設の構造の改善等の命令</li> <li>(15) 法第13条第3項の指定地域内事業場の汚水等の処理方法の改善その他の措置の命令</li> <li>(16) 法第13条の2第1項の特定施設の構造の改善等の命令</li> <li>(17) 法第13条の3第1項の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造の改善等の命令</li> <li>(18) 法第14条の2第1項の特定事業場の事故時の措置等の届出の受理</li> <li>(19) 法第14条の2第2項の指定事業場の事故時の措置等の届出の受理</li> <li>(20) 法第14条の2第3項の貯油事業場等の事故時の措置等の届出の受理</li> </ul>	花巻市及び北上市
--	----------

<ul style="list-style-type: none"> <li>(21) 法第14条の2第4項の事故時の応急措置の命令</li> <li>(22) 法第14条の3第1項の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者に対する地下水の水質浄化の措置の命令</li> <li>(23) 法第14条の3第2項の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であった者に対する地下水の水質浄化の措置の命令</li> <li>(24) 法第18条の緊急時の排水の量の減少その他の措置の命令</li> <li>(25) 法第22条第1項の報告の徴収又は立入検査</li> <li>(26) 法第22条第2項の報告の徴収</li> <li>(27) 法第23条第2項の行政機関の長からの通知の受理</li> <li>(28) 法第23条第3項の行政機関の長に対する措置の要請</li> <li>(29) 法第23条第4項の行政機関の長からの通知の受理</li> <li>(30) 法第23条第5項の行政機関の長との協議</li> <li>(31) 法第24条第2項の関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述</li> <li>(32) 法第24条第3項の河川管理者等からの意見の聴取</li> </ul>	
---	--

**【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律】**

<p>23の6 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第3条第3項（法第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）の選任等の届出の受理</li> <li>(2) 法第6条の2第2項の特定事業者の地位の承継の届出の受理</li> <li>(3) 法第10条の公害防止統括者等の解任の命令</li> <li>(4) 法第11条第1項の特定事業者からの報告の徴収又は立入検査</li> </ul>	花巻市及び北上市
--	----------

**【特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律】**

<p>27の4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p>	
(1) 法第5条第3項の第一種指定化学物質の排出量等の届出の受理及び意見の付与	
(2) 法第6条第3項の通知の受理	
(3) 法第7条第2項の通知の受理	
(4) 法第7条第3項の通知の受理	
(5) 法第7条第5項の説明の要求	
(6) 法第8条第2項の通知の受理	
(7) 法第8条第4項の通知の受理	
(8) 法第8条第5項の集計及び公表	
(9) 法第13条の資料提供の要求又は意見の陳述	

**【ダイオキシン類対策特別措置法】**

<p>27の5 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第12条第1項の特定施設の設置の届出の受理</li> <li>(2) 法第13条第1項の一の施設が特定施設となった際の届出の受理</li> <li>(3) 法第13条第2項の届出の受理</li> <li>(4) 法第14条第1項の特定施設の構造等の変更の届出の受理</li> </ul>	花巻市及び北上市
--	----------

<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 法第15条の特定施設の計画の変更等の命令</li> <li>(6) 法第17条第2項の特定施設の設置等の実施制限期間の短縮</li> <li>(7) 法第18条の氏名の変更等の届出の受理</li> <li>(8) 法第19条第3項の特定施設の届出者の地位の承継の届出の受理</li> <li>(9) 法第22条第1項の特定施設の構造の改善等の命令</li> <li>(10) 法第23条第2項の特定施設の事故の状況の通報の受理</li> <li>(11) 法第23条第3項の事故の拡大又は再発の防止の措置の命令</li> <li>(12) 法第28条第3項の大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の測定結果の報告の受理</li> <li>(13) 法第28条第4項の測定結果の公表</li> <li>(14) 法第34条第1項の報告の徴収又は立入検査</li> <li>(15) 法第35条第2項の行政機関の長からの通知の受理</li> <li>(16) 法第35条第3項の行政機関の長に対する措置の要請</li> <li>(17) 法第35条第4項の行政機関の長からの通知の受理</li> <li>(18) 法第35条第5項の行政機関の長との協議</li> <li>(19) 法第36条第2項の関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述</li> </ul>	
---	--

### 【土壌汚染対策法】

<p>30 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第3条第1項本文の汚染状況の調査結果の報告の受理</li> <li>(2) 法第3条第1項ただし書の健康の被害が生ずるおそれがない旨の確認</li> <li>(3) 法第3条第3項の有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知</li> <li>(4) 法第3条第4項の報告等の命令</li> <li>(5) 法第3条第5項の土地の利用の方法の変更の届出の受理</li> <li>(6) 法第3条第6項の健康の被害が生ずるおそれがない旨の確認の取消し</li> <li>(7) 法第3条第7項の土地の形質の変更の届出の受理</li> <li>(8) 法第3条第8項の汚染状況の調査等の命令</li> <li>(9) 法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の受理</li> <li>(10) 法第4条第2項の汚染状況の調査結果の受理</li> <li>(11) 法第4条第3項の汚染状況の調査等の命令</li> <li>(12) 法第5条第1項の汚染状況の調査等の命令</li> <li>(13) 法第5条第2項の調査の実施及び公告</li> <li>(14) 法第6条第1項の汚染の除去等の措置が必要な区域の指定</li> <li>(15) 法第6条第2項（同条第5項及び法第11条第3項において準用する場合を含む。）の公示</li> <li>(16) 法第6条第4項の要措置区域の指定の解除</li> <li>(17) 法第7条第1項の汚染除去等計画の提出の指示</li> <li>(18) 法第7条第2項の汚染除去等計画の提出の命令</li> <li>(19) 法第7条第3項の変更後の汚染除去等計画の受理</li> <li>(20) 法第7条第4項の汚染除去等計画の変更の命令</li> <li>(21) 法第7条第5項の期間の短縮及び通知</li> <li>(22) 法第7条第8項の実施措置の命令</li> <li>(23) 法第7条第9項の実施措置の報告の受理</li> <li>(24) 法第7条第10項の措置及び公告</li> <li>(25) 法第11条第1項の土地の形質の変更の届出をしなければならない区域の指定</li> </ul>	花巻市及び北上市
--	----------

<p>(26) 法第11条第2項の形質変更時要届出区域の指定の解除</p> <p>(27) 法第12条第1項から第4項までの土地の形質の変更の届出の受理</p> <p>(28) 法第12条第5項の土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令</p> <p>(29) 法第14条第3項の汚染の除去等の措置が必要な区域又は土地の形質の変更の届出をしなければならない区域の指定</p> <p>(30) 法第14条第4項の報告の徴収又は立入検査</p> <p>(31) 法第15条第1項の台帳の調製及び保管</p> <p>(32) 法第15条第3項の台帳の閲覧</p> <p>(33) 法第16条第1項の基準に適合する旨の認定</p> <p>(34) 法第16条第1項から第3項までの汚染土壌の搬出の届出の受理</p> <p>(35) 法第16条第4項の汚染土壌の運搬の方法の変更等の措置の命令</p> <p>(36) 法第19条の汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置等の命令</p> <p>(37) 法第20条第6項（同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の届出の受理</p> <p>(38) 法第54条第1項及び第3項の報告の徴収又は立入検査（前各号の事務に係るものに限る。）</p> <p>(39) 法第55条の公共の用に供する施設の管理を行う者との協議</p> <p>(40) 法第56条第2項の関係行政機関の長等への協力の要請又は意見の陳述</p>	
--	--

**【県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例】**

<p>41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 条例第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第14条、第15条第3項、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第22条第1項において準用する条例第14条及び第15条第3項並びに第90条第2項の届出の受理（条例第90条第2項の場合は、ばい煙発生施設又は粉じん発生施設を有する事業場を設置している者に係る届出の受理に限る。）</p> <p>(2) 条例第12条、第17条第1項及び第21条の命令</p> <p>(3) 条例第13条第2項の期間の短縮</p> <p>(4) 条例第92条第1項の立入検査（ばい煙発生施設又は粉じん発生施設を設置する工場又は事業場に立ち入る場合に限る。）</p> <p>(5) 条例第93条の報告の徴収（ばい煙発生施設又は粉じん発生施設を設置する者からの報告の徴収に限る。）</p>	盛岡市、花巻市及び北上市
<p>42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 条例第24条から第26条まで、第28条の2において準用する条例第14条及び第15条第3項、第32条第1項並びに第90条第2項の届出の受理（条例第90条第2項の場合は、汚水等排出施設を設置している工場又は事業場（以下この項において「汚水等特定事業場」という。）を設置している者に係る届出の受理に限る。）</p> <p>(2) 条例第27条、第30条第1項、第30条の2及び第32条第2項の命令</p> <p>(3) 条例第28条第2項の期間の短縮</p> <p>(4) 条例第92条第1項の立入検査（汚水等特定事業場に立ち入る場合に限る。）</p> <p>(5) 条例第93条の報告の徴収（汚水等排出施設を設置する者からの報告の</p>	盛岡市、花巻市及び北上市

徴収に限る。)	
<p>43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 条例第33条第1項の地域の指定</p> <p>(2) 条例第33条第3項の告示</p> <p>(3) 条例第34条第1項の騒音規制基準の設定</p>	市
<p>44 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 条例第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第40条において準用する条例第14条及び第15条第3項、第43条第1項及び第2項並びに第90条第2項の届出の受理（条例第90条第2項の場合は、騒音発生施設を有する工場又は事業場を設置している者に係る届出の受理に限る。）</p> <p>(2) 条例第39条、第41条第1項及び第44条第1項の勧告</p> <p>(3) 条例第41条第2項及び第44条第2項の命令</p> <p>(4) 条例第92条第1項の立入検査（騒音特定工場等又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入る場合に限る。）</p> <p>(5) 条例第93条の報告の徴収（騒音発生施設を設置する者又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者からの報告の徴収に限る。）</p>	市並びに雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町
<p>45 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 条例第69条第3項及び第70条第1項の届出の受理</p> <p>(2) 条例第73条第1項の勧告</p> <p>(3) 条例第73条第2項の公表</p> <p>(4) 条例第73条第3項の意見の聴取</p> <p>(5) 条例第74条第1項の命令</p> <p>(6) 条例第92条第1項の立入検査（健康有害物質取扱者の工場又は事業場に立ち入る場合に限る。）</p> <p>(7) 条例第93条の報告の徴収（健康有害物質取扱者からの報告の徴収に限る。）</p>	盛岡市、花巻市及び北上市